

(別紙)

6 主な事業に関する調べ

事業名	建設工事検査・評価事業									
施策の実施状況、成果・進捗状況・問題点等										
(単位：千円)										
当初予算額	補正等予算額	予算現額	支出済（見込）額	翌年度繰越額	不用額					
3,915	0	3,915	3,661	0	254					

(建設工事検査事業)

1 事業の目的・概要

建設工事の品質を確保するため、各事業所管課からの報告に基づき、県が行う建設工事（県工事）、県費補助に係る建設工事（県費補助工事）及び市町村等から委託を受けた建設工事（市町村等工事）の検査を行うと共に、県が行う工事については原則として成績評定を行う。

2 主な事業の実施状況

当初請負対象設計金額が1,500万円以上（建築・設備工事にあっては1,000万円以上）の県工事、全ての県費補助工事及び市町村等工事の検査を専任検査員（工事検査課及び米子工事検査事務所の職員）が行い、また、それ以外の工事の検査を兼務検査員（本庁及び各総合事務所等の建設工事実施課の係長以上の職員）が行った。

(検査区分)

- 中間検査…工事の適正な執行を確保するために行う検査
※当初請負設計対象金額が6,000万円以上（建築、設備は2,000万円以上）の工事が対象
- 完成検査…工事の完成を確認するために行う検査（指定部分の完成検査を含む）
- 出来形検査…請負契約解除時において工事の出来形部分を確認するために行う検査

(1) 専任検査員検査件数(11名)

区分	農林	土木	建築	設備	合計	
県工事	中間検査	21	101	49	26	197
	完成検査	42	647	60	111	860
	出来形検査	0	0	0	0	0
県費補助工事	中間検査	0	0	0	0	0
	完成検査	0	0	2	0	2
	出来形検査	0	0	0	0	0
市町村等工事	中間検査	0	1	0	0	1
	完成検査	0	9	1	0	10
	出来形検査	0	0	0	0	0
合 計	中間検査	21	102	49	26	198
	完成検査	42	656	63	111	872
	出来形検査	0	0	0	0	0
合 計	63	758	112	137	1,070	

(※) 1,070件には、応援検査員（年度末の検査の集中時期に臨時的に任命する兼務検査員）

による検査 174 件を含む

(2) 兼務検査員検査件数 (110 名)

区分	農林	土木	建築	設備	合計
県工事	中間検査	0	0	0	0
	完成検査	7	56	34	61
	出来形検査	0	0	0	0
市町村等工事	中間検査	0	0	0	0
	完成検査	0	0	0	0
	出来形検査	0	0	0	0
合 計	中間検査	0	0	0	0
	完成検査	7	56	34	61
	出来形検査	0	0	0	0
合 計	7	56	34	61	158

(※) 兼務検査員は中間検査を実施しない。

(3) 検査による修補、手直し及び工事成績に対する説明請求及び不服申立

①修補 (設計図書等との不適合)

農林	土木	建築	設備	計
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

②手直し (軽微な設計図書等との不適合)

農林	土木	建築	設備	計
0 件	5 件	0 件	0 件	5 件

③説明請求 (成績評定の説明を聞きたい場合に受注者が行うもの)

農林	土木	建築	設備	計
2 件	13 件	1 件	1 件	17 件

④不服申立 (成績評定に不満がある場合に受注者が行うもの)

農林	土木	建築	設備	計
0 件	2 件	0 件	0 件	2 件

3 事業の成果 (改善状況)・課題等

(1) 事業成果

工事検査及び工事成績評定の実施により、検査の公平性を確保するとともに工事及び工事完成物の品質が確保され各種事業の適正な執行に寄与した。

(2) 改善状況

- ・検査において受注者に意見及び指摘した内容を整理し、検査員間で情報共有するとともに判断の統一化・明確化を行い、検査及び工事成績評定の適切な実施と公平性確保を図った。
- ・近年の建設経費の高騰や検査業務の効率化を踏まえ、土木工事における中間検査の適用金額を2千万円から6千万円に引き上げた。

(3) 課題

- ・検査員間の評定視点及び経験等の違いによる成績評定のバラツキを極力少なくし評価の統一性を図るため、引き続き現場に即した判断基準等の見直しを実施していく必要がある。

- ・令和6年度から建設業にも時間外労働規制が適用されたことを踏まえ、工事書類の簡素化等による検査の効率化に取り組む必要がある。

(公共事業評価事業)

1 事業の目的・概要

県が行う公共事業を鳥取県公共事業評価委員会に諮問し、客観的な評価を受けることにより、公共事業の効果的・効率的かつ適正な執行を図る。

2 主な事業の実施状況

委員会開催3回、答申1回

区分	諮問	答申		
		継続・妥当	中止・妥当でない	継続審査・保留
事前評価	2	2	—	—
再評価	3	3	—	—

3 事業の成果

- ・専門的又は幅広い県民の視点に立って評価することにより、事業の透明性・客観性の向上が図られた。
- ・事業の必要性について県民に分かりやすく説明するため、地域の特性を踏まえた便益の観点についても検討することにつながった。

事前評価：新たに着手する事業計画の妥当性等について評価

再評価：着手後一定期間経過した事業の継続の適否等について評価

<対象事業>

■事前評価事業

- 一般国道482号道路改築事業（森坪工区）
- 主要地方道津山智頭八東線道路改築事業（大呂4工区）

■再評価事業

- 一般国道313号道路改築事業（北条倉吉道路（延伸））
- 大規模特定河川事業（砂田川）
- 大規模特定河川事業（水貫川排水機場）